

第5回大阪府特殊詐欺対策審議会

- 1 日 時 令和6年11月5日火曜日 午後1時30分から午後3時30分ころ
- 2 場 所 大阪府庁新別館北館1階災害対策本部会議室
- 3 議 題 規制の強化も含めた効果的な特殊詐欺被害防止対策について
答申案について
- 4 出席者 審議会委員7名全員が出席
- 5 事務局 大阪府警察、大阪府
- 6 議事概要

【事務局】

前回は、答申書の概要等に関するご意見をいただいた。

今回は、前回の答申書概要に関する意見を踏まえた答申書案についてご審議願う。

【原田会長】

まずは手元の答申書案について事務局に説明してもらい、何かお気づきの点があれば。

【川本委員】

全体的に文章が長い、「2 特殊詐欺被害の現状と課題」の（2）にオレオレ詐欺を入れたらどうか。2 ページ目の後半に突然還付金詐欺の説明が出てくるが、先ほどの（2）の主な手口のところに入れた方がいい。4 ページ目の「イ被害防止対策の必要性」は文章を見直し、第3段落の末尾にある「被害の沈静化は望めない」は大阪だけの取組みでは沈静化できないので別の言葉にすべき。「1 はじめに」の最後の段落に5 項目の具体的提示を受けた旨の記載があるが、諮問では具体的提案はなかったはず。

【事務局】

諮問書には「規制の強化に対する対策」という記載のみ。

第1回審議会の資料末尾に事務局の考える対策として5項目を提示した。

【川本委員】

であれば提示を受けたではなく、審議会で相談したという感じでいいのでは。

【水野委員】

繰り返しになるが、前回の改正時からの進歩という意味では今回の審議案は良い思う。

【原田会長】

今実際に行われている協力を妨げないようなことになっていれば良いと思っている。

【川本委員】

「３規制の強化を含めた効果的な特殊詐欺被害防止対策」の「（２）金融機関からの通報」は、第３段落「法律に基づく疑わしい取引」とあるが、法律は具体的に特定すべき。また、第５段落は第３段落の後に入れるべきだと思う。

【原田会長】

（２）はこれで修正し、次は（３）について指摘願う、石合委員はどうか。

【石合委員】

イの「確認する」という文言は「措置を講ずる」に変更願いたい。

【水野委員】

「措置を講ずる」と「確認する」は実務的に違うのか。

【石合委員】

事業者（オーナー）は従業員に教育活動を行い（措置を講ずる）、従業員は実際に確認を行う（確認する）ことになるので、事業者が主語に来るのであれば、「措置を講ずる」という形にするのが自然だと思う。

【水野委員】

これは前回の議論からすると、努力義務よりも義務的なものに近いという感覚か。

【石合委員】

「確認する」ための「措置を講ずる」なので義務。

【川本委員】

従業員がチェックしなければ措置が不十分と指摘されるので、どちらも一緒だと思う。

【長江委員】

私からすると「確認する」とは「確認しないとイケない」という義務。

それを「措置を講ずる」にすると、ずいぶんレベルが変わってくる。

事業者側としては、課せられる義務の重さがずいぶん違うのではないかと感じる。

【本委員】

「確認する」という義務を課すならば、購入者にも利用目的を伝えさせないと、事業者だけの一方的な責任になりかねない。

【木ノ平委員】

「購入者は、購入時の確認等に応じる」と明記されているので、聞かれたら素直に応じるということでいいのでは。

【原田会長】

文言を変えても内容的にはほぼ同じという意見と、義務のレベルが変わるという意見があるようだ。

【石合委員】

事業者が実際にやるべきことは教育等の「措置を講ずること」であり、「講ずるものとする」という義務になったことでかなり進んだと考えている。

【事務局】

高額な電子マネー購入時はチェックシート等を活用し、効果的に詐欺に遭っていないかどうかを確認し、詐欺被害のおそれのある人が見つかったときには通報してもらいたい。

【石合委員】

我々が対応すべきは、措置を講じて従業員に教育をし、それを指導するという役割。

【原田会長】

こっちが思ってる「事業者」と、大阪府が考えている「事業者」は意味が違うようだ。あくまで言葉の違いであり、やってもらいたいことは一致していると思うが。

【石合委員】

それは一致している。

【原田委員】

確認していただくという意味は一緒なので、実効性のある書き方であればいいと思う。事業者の捉え方が少し違うようだが。

【事務局】

特殊詐欺を防ぐためには販売時にしっかり確認することが水際対策の一番最後の手段。被害者は騙されて買いに来ているので、そこを必ず確認をしてもらいたいという趣旨。

【石合委員】

今言ったようなことを事業者が責任を持って措置を講じることだと理解しており、「措

置を講ずる」の方が私としてはしっくりくると思っている。

【水野委員】

イメージとしては、最終的には人が接するという前提であれば「販売員の指導」というのが分かりやすいと思うが、画面やA Iの進化を含めた将来的な措置を含めるとすると、「措置を講ずる」の方が柔軟性があると解釈している。

【原田会長】

答申的にはやってほしいことがここに入ってる方がいい気がするので、この文言は生かした形でうまく着地できないかと思う。

【事務局】

「販売者が必要な措置を講じる」のその「措置」は「確認する」ことに繋がる。

【石合委員】

事業者は販売者だが、販売者は必ずしも事業者とは限らない。

事業者であるコンビニエンスストアのオーナーは自分で販売することもある。

【原田会長】

その包含関係を明らかにしないと、大阪府の狙いは販売者に確認してほしいということだと思う、そこを明確に書く方がいいのか、指針にする方がいいのかはわからない。

【川本委員】

「確認する」としたところで事業者ができることは「措置をとること」だと思うので、そこはイコールだと思う。

【水野委員】

事実上義務化を容認しているという印象を受けているが。

【石合委員】

そのとおり、前回改正時の努力義務から指針に記載されるような措置を講ずることを各事業者がやっていくようになるということ。

【原田会長】

やってもらいたいことは同じであり、表現上の問題ということでよろしいか。

【石合委員】

内容が同じであれば、我々が提案した内容でやっていただきたい。

【事務局】

「確認のための措置」には、チェックシートを提示して確認することも含んでいる。

やってほしいことはチェックシートによって「確認する」という形であり、やってほしいことをストレートに書いている方がわかりやすいと考える。

また、今回の条例改正の大前提として、特殊詐欺が昨年 2656 件と過去最多、毎日 1000 万円以上が被害に遭っている現状がある。

騙されている被害者は正常な判断ができないことから、チェックシートで確認することを確実にやっていただきたいというところでこのような書きぶりになっている。

【川本委員】

「詐欺被害に遭っていませんか」と聞くだけではなく、チェックの仕方や確認の中身が大事、「確認する」と「措置を講ずる」のどちらにしても指針で定める具体的な内容をやってくださいということだと思う。

【事務局】

この「確認する」には指針の方法で声かけであったりチェックシートであったり、その方法はいろいろあると思う。

【原田会長】

内部的にはほぼ同じことを言っており、答申はどちらがいいのかまだ結論が出ない。

「措置を講ずる」と書いて指針のところに明確にやるべきことを書いた方がより広くなるのでいい気がする。

【石合委員】

先ほど本委員が言っていた府民側の義務については、以前に却下されたということでした承しているが、購入者が自ら購入目的を告げることは無駄なことではないと考えている。

【事務局】

犯人から購入時に違う理由を言うように指示されれば、おかしいと思うのが普通。

騙されている人はそれに疑問を抱くことなく、指示通りの理由を告げて買っている。

【石合委員】

そういう状態の方をお店の方で怒鳴られながら止めないといけないという、相当な苦勞

があることをご理解いただきたい。

【原田会長】

騙されている人は、誰にも耳を貸さないようにされた状態でやってくるので、コンビニにこの義務を課すということはかなりの負担をかけることになると思う。

ただ、それで被害が減るのであれば、このような議論をしていることをいろんなところに伝えるということが大事だと思っている。

今回多少変えたらどうかという意見が出ているため、審議会としては「措置を講じる」にして指針に具体的な内容を書く、ということでもいいのではないかと思う。

もし「確認する」ことを推すのであればまた別の書きぶりがないのでは。

【水野委員】

イとエは連動していると思うが、エはこの案のままでいいのか。

【石合委員】

「俺は大阪府民じゃない」と言われると困るので、「購入者」に直していただいた。

【原田会長】

ここは「府民」とは書けない。

【水野委員】

イとの連動のためにもエの「購入時の確認等に応じる」は残しておくべき。

【原田会長】

ここは義務にしないといけない。次はウのところで何か意見があれば。

【石合委員】

ここは「警察への通報等必要な措置を講ずる」という形でできればと考えており、通報は当然するが、すぐにできない場合もある、警察通報前に帰った場合どうするのかということもあり、通報「等」で願いたい、今でもやっていることを条文化することになる。

【水野委員】

警察の通報「等」、っていう「等」をどこに掛けるか。

【石合委員】

100 パーセント通報することの義務化はしてほしくない。

【水野委員】

通報その他の措置だから、多分 100 パーセントではない。

【石合委員】

その内容でお願いしたい。

【原田委員】

基本的には通報するんだけど、「100 パーセント通報」と言われると、状況次第ではひょっとしたらできないかもしれないので、そこを義務化されるのは困る、という意見か。

【石合委員】

もちろん 99 パーセントは通報するという前提。

【長江委員】

以前の案では、通報は一つのツールというかやり方であって、他のいろんなやり方で必要な措置をやればよいという書き方だった。

今の案では必ず通報するという書き方になっており、それでは困るということ。

【事務局】

通報を直ちにできない場合があるという指摘があったが、たとえ帰った後でも通報があれば他のコンビニに対して注意喚起等ができると考えた。

現場で被害者の欺罔状態が解けるのが一番いいが、次、違うところに行ってそこでチェックされず被害に遭ってしまう可能性があるので、情報提供としての通報もしていただきたいということで、「通報その他必要な措置」と書いている。

必ずしもその場にいる場合に通報できないことを承知の上で、その場合はこういった方が買った、もしくは買わずに帰った、という情報も、注意喚起等に活用できる。

後はトラブル時、警察がすぐ駆けつけるということで通報という内容を入れている。

【長江委員】

「おそれがあると認めた場合に限って」なので、逆に言えば、おそれがあると認めなければ該当しないのか。

【事務局】

その通り。チェックシートを提示し、「なんで理由を言う必要があるのか」という場合、詐欺に遭っているおそれを認めていない訳であって、チェックシート等を示して、騙されているかもしれないと認めた場合については通報していただきたい、という趣旨。

【石合委員】

そういったことがあれば現状でも通報している、ただ、義務にされると、何らかの理由でそれが通報できなければ条例違反になる、「義務を果たしてないじゃないか」と言われたら、コンビニエンスストアとしては相当大的な問題になると考える。

義務という形にしなくても通報はやっているのです、ここは「通報も含めたその他必要な措置を講じる」という内容にしてもらいたい。

【原田会長】

プリペイド型電子マネーに関する被害が止まってない現状に対してどうするか。

そこに関して、「今も通報はしてます」というところを「被害が止まっていないからもうちちょっと強く答申としてお願いしたい」ということだと思っている。

【石合委員】

今まで条例化されていない状態でも通報しており、今回条例に記載されることによって意識づけの意味でもより理解が進むはず。

【原田会長】

そういう意味では入れておくのは大事だと思うが、「通報を必ずしてください」というふうに強く受け取られるってところがどうかということか。

【川本委員】

「通報その他必要な措置」という書き方であれば、通報も単なる例示になるのでは。

「通報をし、それに加えてその他必要な措置」ということであれば通報は必須だが、「通報その他必要な措置」であれば通報は単なる例示になると思う。

「必要な措置」の中で一番簡単なのが通報だと思っており、他の措置が思いつかない。

【石合委員】

騙されている人を説得して被害を防止し、表彰をいただいている事例もかなりあり、こうした事例がもっと多くなるというのが我々の願いでもある。

意味が同じなのであれば、我々が提案した「等」という表記でお願いしたい。

【事務局】

「等」という何が含まれてるかがよくわからない言葉を法律上で使うよりは、「その他必要な措置」とするのが通例ではないかと考えているが、法律的にはどうか。

【川本委員】

私も条文を作る専門家ではないが、ただ「等」としたところであれ、「その他」としたところであれ、通報というのが例示で出ている以上、あまり変わらないのでは。

後は先送りで申し訳ないが、コンビニと大阪府あるいは大阪府警との間で具体的に取る措置の流れを確認していただくことの方が重要なんじゃないかと個人的には思う。

【石合委員】

専門家でない一般人にとっては「通報等」の方がわかりやすいと思っている。

その方がコンビニエンスストアの事業者に対して通報するよう言いやすく、文章としても分かりやすい。

【本委員】

法律の文書は分からないが、「通報その他」が「通報プラスアルファ」に見えてしまう人がいるということは、その時点で問題があるのでは。

【原田会長】

「通報し、その他の措置を取る」と取られるということか。

【川本委員】

ここは審議会としてこだわるところでなく、条文化される時に議会で通報プラスという話になるかもしれない、記載されているア、イ、ウ、エ、オは条文そのものではない。

【原田会長】

意図が同じであれば、答申の方は「等」にして、条文にするときどちらか選べばいいのではないか。

【事務局】

法令審査で最終的には判断するため、答申は委員でとりまとめていただければ。

【原田会長】

「(3) プリペイド型電子マネー販売時の確認」についてはこれでよろしいか。

【川本委員】

エのところは、「購入者は、購入時に確認等」とあるが何の確認かわからない。

それからその下の第2段落、「このような手口では、被害に遭うまでの間に他者の介在がない場合が多く」というところ、もっとわかりやすく書いてもらいたい。

【原田会長】

これは被害に遭うまでに誰かに相談したり、意見を聞いたりする等の誰かに関わることはないという意味で、人に直接会うのは買うときの窓口が最後かもしれないということ。

【川本委員】

4段落目に「購入先の99パーセントがコンビニエンスストアであることを考えれば、より一歩踏み込んだ対策を講じる必要がある」とあるが、なぜ99パーセントがコンビニであればより一歩踏み込んだ対策があるのかがよく分からないので、書き方を考えていただければ。

次のページの丸がついた項目の下の「ことから」で始まる文の2行目の「一定の義務を課してでも」という箇所は、確かに義務を負っているのでこの表現は正しいが、コンビニのオーナーは石合委員もおっしゃっていたように零細事業者の方がたくさんおられるので、「義務を課してでも」よりもマイルドな表現にした方がいいと思う。

無理やりやらせるということではなくて、「こういう状況なのでやってくれ」ということでご理解いただくということがすごく大事なのかなという気がしている。

それから一番最後の段落に、声掛け以外にもシステム改修等での対処が必要との旨が書いてあるが、私はアナログ的な確認の方が良いと思っている。

個人的にはレジでイエスかノーか画面をタッチするやつは確認になっていないと考えているので、これを推奨する書き方は避けるべきであり、削除した方がいいと思っている。

【原田会長】

ここは具体的な方策として指針に入れるべき内容かもしれない。

【石合委員】

その通りで、アナログが一番いいと私も思うが、アナログでは限界がある。

従業員全てに伝えるのは難しく、一定の機械化は必要だと思っている。

設備投資は各社の判断によるところではあるが、現状の画面は各社が問題意識を持って自主的にやっていることであり、改善もしていきたいと考えている。

【原田会長】

アナログだけではなくデジタルもうまく使うということを答申に書いてもいいと思う。

ただ最初から言ってるように、最終的には人の繋がりが詐欺の被害を減らすので、例えばよく行くコンビニでよく知ってる店員さんとかができると、その人から声かけられたりするところで止められればと思っているが、それはなかなか夢のような世界なので、機械である程度いけるところは対応する。

【川本委員】

私の見た目は未成年に見えないので、お酒を買う際にも「押してください」と言われてポンと押すだけであり、それが成人に見えるかどうかギリギリの場合にどうやり取りするかは分からないが、「押せ」と言っただけでポンと押すということでイエスかノーかだけではなくて、一定のチェックができるようなシステムであればいいのかなと思う。

【原田会長】

岩手県の事例のように少し短い質問でも検知できるかもしれない。

単純にこれでうまくいくというのはないと思うので、今後の工夫に期待するしかない。

そういう意味ではこれも消さずに答申に入れていいと思う。

それでは次に「(4) 振込取引による上限額の設定」について何かお気づきの点は。

【川本委員】

10ページの「ただし、引き下げる対象となる」の段落で、この前で「取組をやる」という結論が出ているので、「なので条例化が必要だ」という結論に持っていくべき。

それ以降の段落も割と細かいことを書いている等、必要ない箇所がある。

ここは各金融機関の事情に応じてやってもらう緩やかな義務にしていくということか。

【原田会長】

これは審議会ですらこれだけ議論があったという意味で入れている。

【川本委員】

最終的にはお任せするが、文章の流れは見直してほしい。

【長江委員】

この点ははずいぶん議論になったので、踏まえるべきことは踏まえてこの結論に至ったということをちゃんと書いてもらった方がいいと思う。

【水野委員】

私もプロセスがあつての結論だと思いますので、むしろこういう議論がかなりなされたということは、今後のためにも必要かと思う。

川本委員のように結論ありきだったら必要ないというのもわかるが、残すことの重要性の方がここは大きいと思った。

条例案としては一文だけだが、その経過を残す意義は非常に大きいと感じている。

【原田会長】

基本的には残す方向で、ちょっと文章がくどいかなというところがあればちょっと微調整を加える、では「(5) 府民の自主防犯行動を促進するための情報発信」について、これはあまり大きな議論にはならなくて、「もっと頑張ろう」だったと思うが。

【川本委員】

11 ページ冒頭の段落の末尾、「発生場所に対しての注意喚起はなされていない」というところがちょっとわかりにくい気がする、少なくとも「どこの地区で起こりました」という情報は発信されているので、正確に書いた方がいいと思う。

【事務局】

安まちメールでは、どの地区に電話がかかってきたのかは発信しているが、そのあとどこで振込が行われたのかは出ていない。

【木ノ平委員】

発生場所じゃなくて発生地域とすればいいのでは。

【原田会長】

本当は「このATMで被害が発生した」という詳細情報があるが、具体的にどこまで広報するかは、風評被害も含めて少し難しいところがあり、それよりちゃんと取組みをしてくれているところをもっと広報していくべき。

日本は特にポジティブな情報は広がらないが、ネガティブな情報はすぐ広がる。

被害が起きていないことを支えている努力が目の目を見ないのはこの点の難しいところで、被害が起きたところはよく言われるが、被害が起きていないということを実は支えているものは、みんな気付かないという、ジレンマがあり、どこまで発生情報を公表すべきかというのはいろいろあると思うが、今回はこの程度かなという気がする。

これは大阪府も大阪府警も皆さん頑張らないといけないところ。

情報発信はなされているが、それが府民にはなかなか伝わらない。

伝わったとしても、誤った形で伝わることをないようにするのはなかなか難しい。

今日来ているマスコミの方に力を借りるしかないかなと。

ニュースで「今日の株価」じゃなくて、「今日の特殊詐欺」というコーナーを作ってほしいとずっと言っている。

今回の件でいろんな人に話をするときにインパクトがあるのが、「被害額が1日1000万円」というところ、「そんなにとられてるのか」というところが伝わっていない。

最近ではテレビで取り上げていただき、被害の現状が少しずつ伝わり始めている。

情報発信はここに書いてあることだけでなく、もっと積極的な発信が必要。

休憩(10分)

【原田会長】

それでは携帯電話で通話しながらＡＴＭを操作することの禁止という項目について。

これは第一回目の審議会で知事が強く言及していたところで、報道でも取り上げられているところではあると思うが、この答申案についてお気づきの点があれば。

【長江委員】

私からは事前にいただいたものにコメントしたとおりで、一つ目に「高齢者は携帯電話で通話しながらＡＴＭを操作してはならない」とし、その上でイとして「事業者は高齢者が携帯電話で通話しながらＡＴＭを操作しないための措置を講じる」というもの。

その方が遥かにわかりやすいというただそれだけの理由だが、なぜ答申案が持って回ったような形になっているのかわからない。

【原田会長】

そこについては大阪府の思いがあるそうで、ぜひそこをおっしゃっていただければ。

【事務局】

事業者への規定を高齢者よりも先に出している理由は、原田会長の意見にもあったが、騙されている高齢者は正常な判断ができず、自ら被害を防止することが困難なことから、「まず禁止する」といってもそういう状況にいないのではないか。

私共は当初から、被害発生現場になっているＡＴＭにおける事業者の水際対策というのが特に重要だと考えている。

ちょっとここは釈迦に説法になるが、銀行法第１条において、「銀行の業務の公共性に鑑み、預金者等の保護を確保する」と規定されていることもあり、被害が急増している現在の状況を鑑みて、事業者の皆様には負担を掛けるが、さらに一步踏み込んだ対策をお願いしたいということで、一つ目に掲げさせていただいた。

一方、高齢者に対する義務化の部分については、当初の条文案には入れていなかった。

今回「事業者の指示に従い携帯電話で通話しながらＡＴＭの操作を禁止する」という高齢者への義務化を盛り込んだのは、事業者の対策を円滑に進めるためには、高齢者に対しても義務を課す必要があるのではという議論になったためであり、まさしくこの場の議論の経過によってなったものを記載している。

よってこの答申案は審議の結果を踏まえてこの順番で並べたものであり、私共としてはこの順番でお願いしたいと考えている。

【原田会長】

府の考えとしては、事業者へのお願いを強くしたいため、最初に事業者をお願いをした

上で、高齢者にそれを守ってもらうという括りにしたいということ。

確かにわかりやすさは、長江委員が言うように、高齢者からにした方が話としてはわかりやすいのかなという気はするが、木ノ平委員はどう思うか。

【木ノ平委員】

今まで銀行、郵便局、コンビニも本当に高齢者の被害防止のために対策を講じているが、被害が減らないどころか増えているという状況になっており、携帯電話しながらのＡＴＭの操作を禁止するということはとても有効だと思う。

その中で、アとイの内容を具体的にイメージしていくことは大事なことだが、アが先かイが先かは難しいと思う。

【原田会長】

どっちが先でもやってもらう内容はあんまり変わらないのか、それとも何か違うのか。

【長江委員】

やれることは変わらず、書き方の問題だが何か直感的にわかりにくいなと思っている。

【事務局】

ここは労働安全衛生法の規定の仕方を参考にしており、労働安全衛生法ではまず事業者に講ずるべき措置を規定した上で、その次に労働者が事業者が講ずる措置に応じて必要な事項を守らなければならないという建付けになっており、この流れに合わせた形での規定というのは妥当な形ではないかと考えている。

【原田会長】

ここは答申ですので、法律に従うべきかどうかまた別の問題かもしれない。

他の委員の方でこの順番は特にイが前の方がいいという意見はあるか。

【本委員】

労働安全衛生法は事業者と労働者の関係、事業者と高齢者の関係とは違うと思う。

順番がもしこのままであるとしても、「ＡＴＭ設置者が前項の規定に基づき講じる措置に従い」というイの真ん中の部分は絶対必要なのか。

【原田会長】

「高齢者は携帯電話で通話しながらＡＴＭを操作してはならない」ではどうか。

【木ノ平委員】

私もこれを読んだときに、「ものすごく回りくどい表現やな」と感じた。
ストレートに「しない」という表現の方が強調されるのではないかと感じた。

【事務局】

議論の経過で入れたもの、たとえ金融機関が禁止しても、高齢者に従ってもらえない可能性があったことから、高齢者も禁止して声掛けに従ってもらうことが必要だ、という議論があったため記載した、まさしく今までの議論を踏まえた形で忠実に書いたもの。

【原田会長】

以前は「高齢者が携帯電話で通話しながらＡＴＭを操作するのを禁止する」だったが、「操作しないための措置を講じる」に変えたために違和感が出てきたのかもしれない。

【本委員】

「議論を踏まえて」ということは、なくてもいいということか。

【事務局】

今までの議論を踏まえるとうこう書いた方が私はわかりやすいと思うが、イの項が必要かどうかは最終的には審議会の皆様の意見をいただければ。

【原田会長】

確かにこの議論はあったので、これがあるのは整合性は取れているが、ない方がわかりやすいということであれば、なしでもいいという意見。

順番は事業者が前でも真ん中でもあまり変わらないということか。

【事務局】

少し論点からずれた話になるが、私の妹の知り合いのおばあさんが詐欺の被害に遭い、亡くなった夫の遺産をとられてしまった。

家族は次々におばあさんに対し「なぜ犯人にお金を渡したのか」と尋ねるも、おばあさんはよくわからない返答をするのみで、おばあさんはふさぎ込んでしまい、そこからあまり外出もしなくなった。

最終的には家族もこの話には触れないようになったとのこと。

改めて考えると、原田会長が第一回審議会で話したとおり、高齢者には一つのことを覚え、もう一つのことをなかなか覚えづらいという、高齢者の特性があると思う。

その高齢者の特性を踏まえると、シンプルに「高齢者は携帯電話で通話しながらＡＴＭを操作したら駄目」という義務を課すことも可能だと思う。

可能だが、高齢者に課すというよりも、周り全体で守っていこうという建付けであった

りスタンスであつたりが重要。

シンプルに高齢者の方にこのような義務を課しても、騙される電話がかかってきた時には義務のことを忘れていたり、やはり事業者の方には本当に申し訳ないが、一歩踏み込んで対策をしていただこうということで条例改正の検討が始まっており、そういった意味では、事業者の方に負担をかけるが対策を取っていただいた上で、「その事業者がした措置に従っておじいちゃんおばあちゃんは守って行ってね」というスタンスで、シンプルに府民に義務を課すよりも、やっぱり社会全体で防いでいかないといけない。

そうなると、やっぱり我々が一歩踏み込んでいかないといけないのかなっていうことを改めて感じ、妹からこの話を聞いたときにもう腹立だしくて許せなくて、大事な遺産を失ったおばあさんのことを考えると、こういうおばあさんに条例で規制をかけたとしても、なかなかわかりづらいところがあると思うと、それぞれの持ち場でできる最大限の対策をやっていくことが大事かと思う。

【原田会長】

この真ん中の「ATM設置者が前項の規定に基づき講ずる措置に従い」というのは「ちゃんと銀行の言うことに従ってね」という意図が入っているということか。

【長江委員】

順番はどちらでもいいが、わかりやすさであれば「携帯電話で通話しながら操作したら駄目ですよ」というだけで十分はつきりわかる、「金融機関が考えてることに従ってください」という前置きをする方がよっぽどわかりにくいと思う。

【原田会長】

この項目は多分大きく表に出ることになると思うが、そのときに、「ここは何を指しているんだろう」という話になりそう、思いはすごく伝わったが、皆さんはどう思うか。

【水野委員】

気持ちはすごくわかるが、いきなり事業者となると、ちょっとわかりにくさが目立つ。事業者がちゃんとすればなくなるという議論をしてきたのも事実ではあるが。

振込制限もこれから行うし、店頭での義務もフランチャイズにご苦労をかけることになるので、だから事業者が一番に来る気持ちもわかるが、どちらがいいのだろうか。

シンプルにした方がいいような気はする。

【石合委員】

答申書案の読み方では事業者が禁止するようにも見える、「大阪府が禁止する」とまで書かなくても、事業者、銀行とかコンビニが、その必要な措置を講じるとしないと、事業

者主体でやってる感じになってしまう。

だから順番としては本委員が意見書に、府、事業者、高齢者と書いているとおり、「禁止なんだ」ということを先に言わないといけないと思う。

【川本委員】

いくつか議論があると思うが、まずイの「ＡＴＭ設置者が前項の規定に基づき講ずる措置に従い」というのはちょっとややこしいので外した方がいい。

先程の高齢者に伝わりやすいメッセージの発信の仕方というのは、むしろその後に具体化する時に銀行にどういう措置を講じてもらうのか、で消化していく問題だと思う。

事業者が先か高齢者が先かは、どっちが先でも正解というか、中身は変わらない。

安まち条例全体の条文の建付けの仕方からこれ最終的にどうなのかなと思うところはあがるが、個人的には現段階では事業者を先に書く方がいいと思う。

騙されたいと思って騙される人はおらず、詐欺に関する知識を持った上で騙されているということもある、この条例の目的はというと、もちろん皆が騙されないということは一つあるが、周りでどう助けていくのかということに主眼を置いたもの。

そのメッセージ性のためにも事業者が先に来るのは確かに少しわかりにくいという気はするが、答申としてはあるのかなと思う。

【原田会長】

今の両方の意見を聞いて、高齢者代表としてどうか。

【木ノ平委員】

今まで銀行も郵便局も「携帯電話をしながらＡＴＭの操作をしないように」と貼っただけで、注意喚起していただいているが、今回義務化になる。

まず高齢者が自覚して、「もうしない」と取り組まないといけないので、高齢者を先にしていかなという気がする。騙される方は何を言われても「自分は正しい」「騙されていない」という思いになってしまっている。

【原田会長】

だから２番目にしようという議論だったはず。

【木ノ平委員】

それなら銀行を先にしていただいたらありがたいです。

【本委員】

私は府を一番最初にして、そもそも禁止しているのは大阪府のはず。

【事務局】

それについては前回答えた通り、府がそもそも条例を制定していることから、府が禁止しているというのは、全てに渡ってこの条例を制定していることの前提となっている。

【本委員】

その前提条件を皆わかっているということを前提にしているが、前提条件がわかってない人も結構多いと思うので、私が見たときはわからなかったな、という感想。

【原田会長】

これは答申であって、知事に渡るので、知事がわかっていないことはないと思う。

【石合委員】

我々事業者とかがこういう形で「専門家じゃなくてもわかる方がいいですよ」っていうことを一方で言ってるわけなので、わかりやすい文章にするべきだと思う。

もちろん府が禁止するとは書かなくてもいい、高齢者がしないことを事業者がフォローするという建付けだと思っていたが、大阪府の考えでは事業者がやって、それを高齢者が守るんだという話からすると、大阪府が禁止することというのは、「事業者が携帯電話で通話しながらＡＴＭを操作する高齢者を見過ごすことを禁止する」という話なのか。

制限をかける対象が主語であるべきで、酒やタバコの販売とよく一緒にされていたが、そこはちょっと違うところがあって、酒やタバコは携帯電話で通話しながらＡＴＭを操作することと一緒に禁止されている、未成年者が。

だから未成年者が禁止されている前提があるので年齢の確認をする。

ＡＴＭに関しても当然大阪府で禁止するんだという形で言うのであれば、対象者への禁止規定とそれに対して事業者が対応していくという方が一般的だと思う。

【事務局】

未成年者の飲酒と高齢者のＡＴＭ操作が違う点は、未成年者の飲酒というのは、未成年者がある程度分かった上でお酒を買おうとしているということ。

逆に高齢者がＡＴＭで騙されて電話しているのは、高齢者が騙されていることに気づいていない状態なので、同じ状況ではない。

今回こういう形の提案をしているのは、社会の常識にしていこうということ。

そのときに残念ながら騙されている高齢者の方は、原田会長が最初に言っていたように、まず気づいていないというところからスタートすべきということで、先ほど川本委員が言っていたメッセージ性も含めて、まず事業者の方から建付けをしたいなのというのがそもそもの発端、その辺りを少しご理解いただくと非常にありがたいと思っている。

【長江委員】

常識にしたいのであれば、まず、「高齢者はできません」という強いメッセージを打ち出した方が遥かにわかりやすい、「なんだか知らないけど金融機関が禁止してます」みたいなのはちょっと高齢者の方にとってもわかりにくいのではないかな。

【事務局】

当初「携帯電話で通話しながらＡＴＭ操作の禁止」を銀行だけにかけていた、それは銀行という特別な施設の中での行為を規制したり、ＡＴＭを操作する中での規制であり、公共の場所でない銀行の中での行為について府民に規制をかけるのは問題があることから、まずは事業者にしっかりと規制をしてほしいというところからスタートしている。

ただその中で、一方に義務を課してもう一方は努力義務というのは不平等であり、両方に義務を課して縛る必要があるということで、努力義務から義務に達したという順序があるため、その順序を逆転し、まずは府が規制するというのは少し違うのではないかと。

管理者である銀行等が規制した上で、その後銀行に対して高齢者から反発があった場合に、「いや、条例で定められています」と答えられる。「銀行が規制していることを守りなさい」と条例に書くことによって、一定のクレーム対応にもなる。

そうした理由であえて入れている文言を抜くのであれば、それはそれで構わないのかもしれないが、逆に幅が広がってしまい過ぎるのではないかな。

ある程度銀行が定めたことをしっかりと守りなさい、というような規定にした方がいいのではないかなということで書かせていただいているところをご理解いただきたい。

【原田会長】

確か前の議論で、「通話しながらＡＴＭを操作してはならない」というところを、何か「振込に関する」という特定の操作にした方がいいとの話もあった。

全面的に禁止というのはおかしい、という話だったと思う。

だからこれはあった方がいいのか、ない方がいいのかはちょっといろいろ難しいのと、大阪府の今までの流れからすると、事業者が前だというのは確かにあるが、どこに従うかっていうのは少し難しいところがある。

審議会の委員は様々な立場から意見を出して議論をしてきており、過去の流れを経てこうなったということを詳細に答申に書けば、この順番でもいいと思う。

【木ノ平委員】

高齢者の立場として今感じたことですがね、銀行や事業者が先頭に立っていただいた方が、携帯電話を使いながらのＡＴＭ操作を禁止していくということを、スピード感を持って流布していけるのではと感じた。

電車内での携帯電話禁止は、長い期間をかけて現在では常識として成り立っているが、高齢者が騙されないようにしていく措置を早急に講じていくためには、やっぱり銀行に「決まったことだからちゃんと守ってね」ということを徹底してもらいたい。

【川本委員】

わかりやすさを重視するならば皆さんの言う通り。

ただ、高齢者が先なのか事業者が先なのかという議論によって、高齢者に責任があると受け止められることだけは絶対に避けるべき。

特殊詐欺に関しては高齢者の被害が多いこともあって、「自分の能力が落ちたんだろうか」と自らを責めたり、家族から「お母さん何してたん」とか、オレオレ詐欺では自分の息子のためにお金出したのに「声をなぜ勘違いしたのか」など、周囲から責められる。

我々がやろうとしてるのは周りの人たちで被害を防ごうということであって、高齢者がまず責任を持つんだ、高齢者がまず気をつけるんだという議論は避けるべき。

だからわかりやすさでは高齢者が先に来た方がわかりやすいのかもしれないが、そこはあえて事業者側で引き取って、強い意思を示していただくというのが一つかなと思う。

【水野委員】

事業者に被せすぎてる感を受けていたが、高齢者のＡＴＭ操作に限定するのであれば、事業者がその措置を講じて、それに従えと言うと確かに緩やかにしていく効果があるということを経験の中で再認識した。

一方で、ミスリードされて一番困るのは、あくまで高齢者を守るための条例改正だと思うので、事業者にいたずらに義務を課するような形になるとよくないと思う。

そういった意味では、入れたいのはＡＴＭの操作とか、ある限定した部分でそれが金融機関に限らないが、今回は金融機関、ここではＡＴＭ設置者って言っているが、そのルールに従ってそれに限定してというのが原案の意図なのかと思って聞いていた。

私も結論は出てはいないが両面一長一短あるということは、会話の中で再認識した。

【原田会長】

どちらにしても銀行にちょっと負担をかけていろいろやっていただけないかというお話で、そこを義務にするというところが非常に大きな変更点だと思うので、その順番に関しては、いろいろあると思いつつ、この順番も一応理解ができる、という感じかと思う。

さっきのＡＴＭ操作のところを取るかどうかはわかりやすさでいくと、ない方がいい気はするが、残しておいた方がいいのかなと個人的には思っているがどうか。

【水野委員】

アの部分を「ＡＴＭ操作をしない」とバサッと切ってしまうか、もっと細かく例えば

「被害に遭わないよう」だとか、もう少し限定するというのはちょっと難しいか。

それでイである程度特定してっていう形だと、事業者からすると、どこまで限定するかという話があって効果はあるとはいえ、いきなりバサッと切っちゃってるんで、幅広くなってしまう、そこが整合性とれないと思った。

【原田会長】

ここに関しては知事の思いもあり、その思いにどこまで応えるかはまた別の議論だと思うが、これまでの議論で一応、このア、イ、ウという形でいけばいいのかなと。

あとはどう伝わるかの問題で、うまく伝えていただくということしかないと思う。

【川本委員】

あと7ページの第2段落のところ、いきなりA Iカメラが出てくるとすごく飛んでるような感じがする、携帯電話を使わせないということで、例示的なところでポスター貼る等あると思うが、A Iカメラとなると、どう考えても将来的な少し先の話になる気がする。

将来的にはこういうことの導入にも取り組みながら検討すべきである、という形の方が、指針の中にもフィットしてくるという気がした。

【原田会長】

確かに。後は今回の議論やこれまでの議論をもう少し組み込む。

わかりやすさだけではないところがあるので、ということでどうか。

【川本委員】

4ページの一番下の「府民の各種対策への理解と協力の必要性」というところ。

府民が理解を進めなければならないということが書いてあり、もう一つは府民の意識の醸成を図るということで、府や警察がしっかり情報提供しなければと書いてある。

府民は府民で勉強する機会を持ってもらいたいというのは、これはそうかなと。

その書き出しだが、まず一つのファクターとしては知っていることによって防げるということも十分ありうるので、それははっきり書いていただくことに加え、府民の理解だけではなく、むしろ府や市町村、警察の情報提供も大事だということをタイトルに加えてもらうか、項目を分けるか、知ることによって防げることもある、しかし知っていても防げないことも十分ある、という二段構えで。

【原田会長】

そうするとだいたい書きぶりが変わるんじゃないかと思う。

【水野委員】

さっきのところがずっとモヤモヤしている。

そもそもこの条例を審議したときに、高齢者が詐欺に遭わないように高齢者がＡＴＭを使うことを禁止するというのが頭にあった部分と、金融機関が高齢者を制限するということが頭にあるとの両方が今交錯していて、元々の原点には案を出す段階で、これから精査いただくので、そこはどっちも正解なんだろうという気はする。

ただ、なぜモヤモヤするのかなと考えたところ、高齢者がＡＴＭ禁止になるんだというふうに、何となく周りからも若干自分の思い込みもあったが、つい文章でそう思っており、原案は「金融機関が禁止する、だから高齢者はできなくなる」というロジックだと理解した、どっちも正解だと思うので、私が悩んでいるのはそこなんだろうなと思った。

【川本委員】

そこは素直に高齢者禁止とする方がわかりやすいのではないかと思う。

【原田委員】

最後までそこが皆さんちょっと引っかかっているようだ。

【水野委員】

もちろんだが元々の原点があると思うので、どちらが出ても間違いではないと思う。

【原田会長】

これは当初から高齢者がＡＴＭで使うのを禁止することが本来できるのかできないのか、とそういう話から始まり、やはり騙されてしまうから仕方なしに事業者に止めてもらうという議論になったことは理解できるが、本質的にはそこへ来ないようにするために、どういう工夫をするかというところで、いずれはそんなことをしなくても被害が出ないような社会になっていけばいいなと思う。

しかし現状これを早急に抑えなければいけないという、別の問題がある。

短期的にぐっと抑えようとするようなことをすると、必ず何か無理がかかって、その結果、皆さんがモヤモヤとして不満を持ったりということになるので、その一方で緩やかにいろんな常識を変えていくための活動を大阪府や大阪府警に続けてもらう必要がある。

これだけで被害が防げるとは絶対思えず、手口もより巧妙化していくと思うので、これがゴールじゃないなというのが、今回やっててすごく思ったところ。

【川本委員】

今のところだが、軸がないと金融機関は何を軸にするのかわかりにくい気がする。

高齢者は金融機関の措置に応じて操作しない。事業者金融機関は操作しないための措置をとるが、誰が根本的に禁止したのかというのがはっきりしない。

【原田会長】

大阪府が禁止するというのは、一番最初に知事が言っていた、そこは知事に熱く語っていただくしかないという気がする。

それでは、今回が最後になるので各委員から今回の審議会に関するご感想と、今後のご意見をお1人ずつご発言いただきたい。

【長江委員】

その前に、今後条例を改正していくにあたり金融機関はいろいろ義務を課せられることにもなるので事務局にお願いしたいことが5点ほどある。

まず1点目は、A T Mでの通話禁止を啓発するためのポスターやステッカー、ビラ等の広告媒体については、大阪府または大阪府警により作成し金融機関に配付をお願いしたいということ。

これは大阪府内外の金融機関やコンビニエンスストアなどが個別に作成するという事になった場合、デザインやサイズだけでなく、その内容にかなりばらつきが生じることになるということが考えられる。

それから事業者によっては条例に準拠した広告媒体作成に時間を要するという事も考えられることから、こうした点を踏まえると、統一された広報媒体をオール大阪で活用する方が高い周知効果や能率性、そして、即効性が得られるものと考えている。

こういったことから府または府警で広報媒体を作成していただいて、希望する事業者に配付する対応をお願いできればと思っている。

こうした特殊詐欺の対策に関する広報媒体を警察当局から配付していただいた事例は他府県でもあるので、同様にお願いしたい。

2点目は、今後の公安委員会規則などで振り込み制限の具体的な金額等の条件を規定する際に、検討段階で金融業界の意見を聞く機会をぜひ設けていただきたいということ。

これまでこの場で説明しているように、金額等の条件は水準次第で金融機関に大きな影響を与える可能性があるため、具体的な金額等の条件を検討する際には改めて業界としての意見を表明する機会をぜひ設けていただきたい。

3点目は、条例改正の施行に際して金融機関の対応に必要な期間を何らかの形で猶予期間として規定していただきたいということ。

これも何度か言っているが、現実問題として振込制限の実施に必要となるシステムの改修は、金融機関によっては具体的な要件設定に数ヶ月を要し、その後実際の改修作業が終了するまでにはさらに数ヶ月、場合によっては年単位の時間を要する可能性があるため、この間を条例の規則等で猶予期間として規定していただきたいということ。

また、A T Mでの通話禁止に係る対応についても、広報媒体の確保や外部委託先との掲示物掲示場所、あるいは掲示方法の詳細な調整が実務上必要となる。

そのためには完了するまでに一定の期間を要することが想定されることから、対応完了までに十分な期間を、条例の規則等で猶予期間として規定してもらえるとありがたい。

4点目は、条例改正の施行に際して、関係する金融機関を対象に、今般の改正に伴い求められる具体的な対応等に関する説明会を開催していただきたいということ。

今議論されているＡＴＭ操作時における携帯電話の通話禁止、金融機関からの通報、それから高齢者のＡＴＭ振込制限について、大阪府あるいは大阪府警と金融機関との間での認識に齟齬が出ないよう、それぞれの各金融機関に対し具体的にどのようなことを求められているのか、事務局から説明いただけるとありがたい。

それから説明会等を通じて、条例や規則、指針等の細部の要件について、事業者側で対応に苦慮するような新たな事情が判明した場合には、必要に応じて検討を協議させていただければと考えている。

最後に、条例改正の施行に関しては、国民の理解を得るためにも大阪府や大阪府警において事前に幅広い十分な周知活動を行っていただきたいということ。

他の委員も話していたが、我々としては顧客とのトラブル防止の観点のみならず、条例改正の対象となる大阪府民や遠方に居住されている家族などにとっても、今回の条例改正を自分ごととして捉えてもらえるよう、事前に大阪府や大阪府警から新聞やテレビなど幅広い媒体を使い、大阪府内にとどまらない十分な周知活動の実施をお願いしたい。

【石合委員】

当協会からは一つ確認と一つお願いということで、お願いの方は条例案や指針案の細部のところに関しては意見交換させていただきたいと思っているのでよろしくお願ひしたいということ。

あとちょっと伺いたいことがあり、今後のスケジュールということで、我々の方も協会から各社通じてフランチャイズチェーンに周知していくにあたって、どういうタイミングでこれが施行されていくのかということと、パブリックコメントということで、コンビニの意見は申し上げたが他にもいろんな事業者がいるので、その辺りはいつ頃取組む予定なのかということを現状可能な範囲で教えていただければと思う。

【事務局】

今後の条例改正のスケジュールは、答申の提出後、こちらの方で条文を検討した上で、年内から年明けくらいの約１か月間でパブリックコメントの実施を予定している。

そしてパブリックコメントの結果を見た上で、令和７年２月の大阪府議会に条例案を提出し、例年であれば３月末に議決となる。施行時期については未定。

【事務局】

周知についてポスターやステッカーについては、できるだけご要望に応じていくことを考えたいが、大阪府の予算は府民から預かった税金であることから、費用負担については

また相談させていただきたいと思う。

【原田会長】

これは是非予算を取ってもらいたい。

【事務局】

府民からの血税を使うため、府民の理解が得られる形で考えたい。

【原田会長】

それでは長江委員から1人ずつ、短くて結構なので。

【長江委員】

金融業界としては特殊詐欺に関してこれまで様々な取り組みをしてきたが、今回の答申で議論した内容で条例の改正を進めていくのであれば、改正後はかなり踏み込んだ対応が必要となることから、しっかりと対応していかなければならない。

今回の措置が少しでも特殊詐欺の被害防止に繋がるようになればと感じている。

【石合委員】

私の方は、コンビニエンスストアの状況を皆様方にも知っていただく中で、苦労していることも色々とお話ししたが、今回問題としていることは同じことで、これを一つのきっかけとしてさらに対策を進めていくため、各チェーン一丸となって取り組んでいきたいと考えている。

【本委員】

ここで決まったことで少しでも防げればいいなと思っている。

そのためにも、皆様にわかるように、シンプルでわかりやすい文章でこの答申をまとめていただけたらありがたいと思う。

【水野委員】

私は令和元年の前回改正時にも関与をさせていただいた経緯もあって、今回は実効性を伴う義務化という形になったことで、特に金融機関への負担が非常に大きかったなという印象を得ており、その点は本当に今回大きな変化があるだろうと思っている。

議論の中では比較的そういう金融機関への負担はある程度必要だと言っている立場ではありつつも、いざこういう形になると、思いのほか金融機関の負担というのが大きいと思うので、その辺はぜひ皆さん認識していただいて、オール大阪で止められる体制を作るということを再認識していただきたいと思う。

最後に今回のこの条例が大阪からスタートして全国に広まって、できれば早い段階で全

国の都道府県で条例化していただければ、もっと効果的なものになると思う。

当然大阪の詐欺グループだけを排除するというものではないので、これがきっかけで全国に広がってくれることを願い、私の弁とさせていただきます。

【川本委員】

本当にいろいろ議論いただき、勉強になった。金融機関とコンビニの協力というのはこの条例で欠かせないものであり、それについては引き続き大阪府・大阪府警と継続的に柔軟な形で話し合って実効性のあるものにしていければと思う。

オール大阪とあるように、金融機関とコンビニだけの話ではもちろんないし、我々も地域住民、地域のコミュニティという観点からしても、そういうことに気を遣っていかないといけないことで、もちろん大阪弁護士会も協力していきます。

被害を予防するという点では、高齢者の方向けの消費者講座に無償で講師派遣しており、特殊詐欺被害ホットラインでは被害者からの相談を受け付けている。

こういう連携が少しでも広がり、被害が少しでも減ればと思っている。

【木ノ平委員】

大阪府老人クラブ連合会も平成 27 年度から詐欺に対する対策をやってきた。

また大阪府警、銀行、コンビニ、弁護士の皆さんも本当に真剣に取り組んでいただいているが、未だに被害が拡大している。今回このような場所に参加することで、皆様に大変ご苦勞をおかけしてるんだなということを改めて実感した。

今回の条例改正が 1 件でも多くの被害防止に繋がるように期待して見守っていきたい。

【原田会長】

最後に会長として挨拶させていただく。

詐欺という犯罪は、私自身が思うに、ある種非常によくできている犯罪で、人間の根源的な、誰かを信用しないと社会が形成できないという部分をうまく利用してお金を奪い取っている。そういう意味では、極めて許しがたい犯罪の一つではあると思う。

今回これを引き受けた際に正直なところを言うと、最初はここまでやらなければいけないのかという思いで参加していた。

審議会の最初の知事からの話が 5 分の予定が 15 分お話になられた。ああいう形での熱い何とかしたいんだという思いを聞くと、それにどう答えたらいいかとなった。

あまり急激に変化をするような政策というのは反動を伴うので、できれば緩やかに変えていく政策の方を私自身は好む。

ただ、現状 1 日に 1000 万円の被害が出ているというこの事実を何とか抑えなければいけないということで、本当に銀行やコンビニの方にはものすごい無理をお願いしてるなというのを心苦しく思いながら、一方で大阪府の思いもわかると思い、いろんなところに挟

まれながらここまでやってきた。

審議会としては終わるが、それで終わりというわけではなく、この条例ができて、施行され、この効果が継続していけるように今後も注視していかないといけないと思う。

私が元々この会長に呼んでいただいた経緯は、防犯対策高度化協働研究会というのを大阪府警と研究者の間でやっているの、そこでも引き続き注視しながら、例えばポスターの作り方でも一応アドバイスしているので、そういう形で条例がより実効性のあるものになっていって、究極的にはこういうのがなくても詐欺被害に遭わないような形の社会ができればいいなと思う。

「それはもう無理だよ」「理想だよ」等と言われることもあるが、理想を思わない限りは、そこへ向かう方向が見つからないだろう、と学生等にはよく言っている。

無理だと思ってもそれを夢想してみること。それに向けてどうすれば進むのかを考えるということが大事だと、学生には常に言っているの、ここでもその方針はずっととらせていただいたつもり。皆さんも「もっと会長しっかりしようよ」と思われたこともあったかと思うが、今日はもうこれでノーサイドにさせていただければと思う。

いろいろ誤解もあり、それもせわしなく1回終わったらすぐ次の話が来るというな感じだったが、何とかできて良かったなと思う。

最後をお願いしたいのは、これから答申の最終案をまとめる際に、ちょっとこれは他の委員の方に意見を聞かなければ決められないということがあればまた伺いするしれないが、基本的には私の一任ということでさせていただきたい。

ちょっとそこは申し訳ないが、審議会の意思を反映した答申となるよう頑張っていくので了承いただきたいと思う。

【事務局】

最後に、大阪府の松井危機管理監より挨拶を申し上げる。

【大阪府・松井危機管理監】

原田会長を始め審議会委員の皆様には、5回の審議会において熱心にご議論いただいたことに深く感謝申し上げます。

こちらの意見をかなり言わせていただいたところもあったが、かなり踏み込んだ議論をしていただけたと思っており、ご容赦いただければと思う。

本当に事業者の皆様、金融機関の皆様には負担をかけるが、また、高齢者の皆様も制約を受けることになると思う。

この点について様々な意見があると思うが、やはりこの被害状況というところがもう全ての原点だと思っており、それが1日1000万円、しかも高齢者のなけなしの財産を奪い取るという、この卑劣な犯罪を許していいのか、少しでも減らしたいという取組みとして、今回こういう条例をご審議いただいた。

今回かなり一歩踏み込む形をご審議、答申いただけることになろうかと思っており、そこは非常に喜んでいる。

ただ、犯罪者というのはまたさらに次の手口、抜け道を考えていくというもので、イタチごっこになるが、私ども大阪府なり大阪府警はそうした動きに対しても、今後とも決して諦めず、特殊詐欺の犯罪を決して許さないという強い思いでやっていく。

今回オール大阪でやっていく形を条例を通じて実現していきたいが、こういう動きが全国に繋がっていくような形で本当に大阪の高齢者、あるいは全国の高齢者が安心安全で暮らせるような、そういうまちにしていきたいと思いますので、引き続きご指導ご支援いただけるとありがたいと思う。

また、事業者の皆様にはこれから具体的な対策についてご協議させていただくことになると思うので、引き続きよろしくお願いします。

【事務局】

本日ご審議いただいた答申書案については、委員からのご意見を踏まえて事務局で修正し、会長のご確認をいただいた後、各委員の皆様へ送付させていただく。

なお、答申書につきましては後日、原田会長より大阪府公安委員会にご提出いただく予定にしており、詳細が決まれば連絡するので了承願いたい。

特殊詐欺対策対策審議会につきましては今回をもちまして一旦終了となるが、今後も特殊詐欺の対策等についてご意見をいただくこともあろうかと思うので、何卒よろしくお願いします。

以上をもって第5回大阪府特殊詐欺対策審議会を閉会する。

以 上